

香川県スマートエネルギー普及促進事業費補助金 <<よくある質問と回答(Q&A)>>

【補助対象者について】

No	質問	回答
1	中小企業者の定義を教えてください。	中小企業基本法第2条に準じて定義しています。中小企業者に該当するかどうかは、登記簿謄本や決算書・事業報告書等により従業員数と資本額等で確認します。
2	医療法人、社会福祉法人、学校法人、NPO法人は交付申請できますか。	交付申請できます。
3	補助対象者に該当しないものには、どのようなものがありますか。	中小企業基本法に規定する中小企業者以外の大企業や宗教法人、法人格をもたない団体は対象外です。また、過去に本補助金、又は香川県中小企業等エネルギー使用合理化設備等導入支援事業費補助金の交付を受けた事業者も対象となりません。
4	補助金の交付申請を2件以上出すことは可能ですか。	1事業者による複数件の交付申請はできません。複数の事業所に設備等を導入する場合は、まとめて1件の交付申請としてください。1事業者から複数件の交付申請があった場合は、1件を除いて取り下げさせていただきます。取り下げられなかった場合、すべての交付申請を無効とします。

【補助対象事業について】

	質問	回答
5	補助対象となる設備はどのようなものがありますか。	Q&Aの別添を参考にしてください。なお、太陽光発電・太陽熱利用設備は対象外です。その他、ご不明な場合はお問い合わせください。
6	古い蓄電池等を更新する場合は、補助の対象になりますか。	新規に設置する設備に係る費用部分のみが補助の対象となります。(既存設備の撤去費等は対象外です。)
7	賃貸マンションの設備の更新又は導入は、補助対象となりますか。	居住に使用する事業所等における設備は、補助の対象外です。
8	既に着工した事業や、既に設備等を購入した事業は、補助の対象になりますか。	交付決定前に契約、発注、工事等を行っている事業は、補助の対象外です。
9	建物の所有者でない者が、当該建物への補助対象設備等を導入することができますか。	テナントとして経営している者が本補助金を利用する場合、事前に建物の所有者の了解を得る必要があります。また、交付申請時には同意の内容が確認できる書類の添付が必要です。(※建物の所有者が本補助金により導入した設備を知事の承認を受けずに貸し付けることは、要綱第22条により禁止されていますのでご注意ください。)
10	1事業所に複数の異なる設備を導入することは可能ですか。	要件を満たした複数の設備の導入は可能です。
11	香川県県内中小企業設備投資資金利子補給補助金との併用は可能ですか。	いずれかの利用に限ります。併用はできません。
12	補助対象の設備等が、国又は地方公共団体の他の補助金を受けている(交付申請中である)場合でも、本補助金を申請できますか。	同一の設備等に対し、国の省エネに関する補助制度(省エネルギー投資促進に向けた支援補助金等)などの併用はできませんので、交付申請はどちらか一方としてください。なお、他の補助金で、不採択となった事業を、本補助金で交付申請することは可能です。
13	税制優遇と並行して交付申請は可能ですか。	税制優遇との併用可否については、それぞれの税制担当窓口にお問い合わせください。

【補助対象経費について】

	質問	回答
14	消費税は、補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含まれません。

15 既存設備の撤去費用や処分費用は、補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含まれません。なお、事業費の根拠となる見積書にはそれぞれの内訳がわかるようにしてください。
16 見積書に値引きの記載がある場合、補助対象経費はどのように考えればよいですか。	値引き後の最終金額が補助対象経費となります。なお、値引きが何に対しての値引きなのかわかるよう記載してください。
17 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達や関係会社からの調達分、工事分があります。	<p>補助対象事業の中に補助事業者の利益相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり利益等排除の方法をとってください。</p> <p>(1) 補助事業者が自社製品を調達する場合 ・当該調達品の製造原価をもって補助対象経費に計上する。</p> <p>(2) 100%同一資本に属するグループ企業からの調達の場合 ・取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下、「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって、取引価格から利益相当額の排除を行う。この場合の売上総利益率は小数点第2位を切り上げて計算すること。</p> <p>(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く)からの調達の場合 ・取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下、「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって、取引価格から利益相当額の排除を行う。</p> <p>なお、「製造原価」、「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明が必要となります。</p>
18 振込手数料は、補助対象経費に含まれますか。	補助対象経費に含まれません。 なお、工事代金等の支払いに当たって、振込手数料を先方負担として、代金から振込手数料を差し引いて支払いを行った場合は、実績報告の際に、補助事業に係る経費から振込手数料相当額を差し引いて精算していただきます。

【交付申請について】

質問	回答
19 申請期間前ですが、申請書類の準備ができたので事前審査してもらえますか。	事前審査はできません。記入方法等のご質問については応じることができますが、不在にしている場合がありますので、予め県の開庁日で執務時間内に電話等でお問い合わせください。
20 申請期間前ですが、申請書を提出してもかまいませんか。	提出できません。
21 交付申請の窓口は何処ですか。	交付申請の窓口は香川県商工労働部産業政策課ものづくり振興グループ(県庁東館6階)です。なお、交付申請の受付時間は、土日祝日を除く県の開庁日で執務時間内(8時30分から17時15分まで)となりますので御留意ください。
22 郵送でも交付申請はできますか。	郵送でも交付申請はできますが、交付申請書類が交付申請の窓口である香川県商工労働部産業政策課ものづくり振興グループ(県庁東館6階)に到着した時点で受付となりますので御留意ください。
23 事業完了に2年かかりますが、申請できますか。	複数年かかる事業の申請はできません。なお、令和3年度中に事業が確実に完了する部分のみを申請することは可能です。
24 県税の納税証明書はどこで発行してもらえますか。	<p>納税証明書発行の手続きは、次の窓口で行っています。手続き等詳細は各所にお問い合わせください。</p> <p>(1) 香川県県税事務所 (高松市松島町1-17-28 香川県高松合同庁舎内) TEL:087-806-0306</p> <p>(2) 東讃県民センター (さぬき市津田町津田930-2 香川県大川合同庁舎内) TEL:0879-42-1370</p> <p>(3) 小豆県民センター (小豆郡土庄町湊崎甲2079-5 香川県小豆合同庁舎内) TEL:0879-62-2266</p> <p>(4) 中讃県民センター (善通寺市生野本町1-1-12 香川県仲多度合同庁舎内) TEL:0877-62-9610</p> <p>(5) 西讃県民センター (観音寺市坂本町7-3-18 香川県三豊合同庁舎内) TEL:0875-25-5200</p> <p>(6) 中讃税務窓口センター(坂出市江尻町1355 香川県坂出合同庁舎内) TEL:0877-46-0421 ※中讃税務窓口センターでは、香川県証紙を販売していませんので、あらかじめ香川県証紙の売りさばき所でご購入ください。</p>

【実績報告について】

	質問	回答
25	実績報告では具体的に何を報告すればよいですか。	設備等の設置が完了し、費用を業者に払い終えた内容を実績報告書で提出することになります。なお、実績報告書の提出は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年4月10日のいずれか早い日までに提出する必要があります。
26	補助事業の完了は、どの状態を指すのですか。	設備等の設置が完了し、費用を業者に払い終えた状態を指します。また、更新又は導入した設備が運用開始されている必要があります。
27	支出を証する書類とは具体的にどのような書類ですか。	取引先との契約内容によりますが、取引先から発行される「請求書」及び「領収書」が該当します。また、金融機関の受付印のある「振込金受取書」は、「領収書」に代わるものとします。
28	補助金を事業の完了前に受け取ることは可能ですか。	できません。補助事業の完了後に実績報告を行っていただき、県が補助金の額の確定を行った後での精算払いとなります。

《よくある質問と回答(Q&A)》別添

補助対象設備		補助要件
エネルギー管理システム(EMS)		事業所内のエネルギー使用状況を監視・計測し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調や照明設備などの接続機器の制御やデマンドピークを抑制するエネルギー管理システム(EMS)
蓄電設備	蓄電池	(1) 蓄電容量は3 kWh以上
新エネルギー設備等	燃料電池	
	ガスコージェネレーション	(1) 発電出力5kW以上であること
	風力発電	(1) 発電出力1kW以上であること
	小水力発電	(1) 発電出力1kW以上1,000kW以下であること
	バイオマス発電	(1) バイオマス依存率60%以上であること
		(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること
		(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと
	バイオマス熱利用	(1) バイオマス依存率60%以上であること
		(2) バイオマスの調達見通しが長期間あること
		(3) 副燃料として石油起源の燃料を常時使用することを前提とするものでないこと
(4) 紙・パルプの製造工程で発生する黒液を回収し熱利用に利用するものでないこと		
地中熱利用	(1) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること	
	(2) ヒートポンプを設置する場合は、冷却能力または加熱能力が5kW以上であること	

※その他 個別の事業計画による判断とします。

上記以外の要件

- (1) エコカー(EV等)や特殊車両などは対象外です。
- (2) ポータブル機器などは対象外です。(ポータブル機器などでなくとも、容易に移動できる設備と県が判断した機器は対象外となります。)
- (3) リース、レンタル及び中古機器は対象外です。
- (4) 補助金の交付を受けた発電設備で発電した電力は自家消費するものであること。
- (5) 過去に本補助金、又は香川県中小企業等エネルギー使用合理化設備等導入支援事業費補助金の交付を受けた事業者については、補助対象外とする。